

# 青森県報

号外第四十号

平成二十年  
三月三十一日  
(月曜日)

## 目次

### 告 示

青森市及び藤崎町の境界変更に伴う人口  
県道路線認定に関する告示の一部改正  
……………  
（振興課） ……  
（道路課） ……  
……………

## 告 示

青森県告示第二百六十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七条第一項の規定により、平成十九年九月一日から、青森市と南津軽郡藤崎町との境界を変更したことに伴い、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第七十六条第一項及び第七十七条第一項の規定による南津軽郡、青森市及び南津軽郡藤崎町の人口を次のとおり告示する。

平成二十年三月三十一日

青森県知事 三 村 申 吾

南津軽郡 三万七千八十六人

青森市 三十一万三千三百七十九人

南津軽郡藤崎町 一万六千六百二十四人

青森県告示第二百六十四号

昭和三十六年二月十日青森県告示第百十八号（県道の路線の認定）、昭和四十年四

月一日青森県告示第二百五十号（県道の路線の認定）、昭和四十三年二月二十九日青森県告示第百五十一号（県道の路線の認定）、昭和四十四年四月二十六日青森県告示第二百六十三号（県道路線認定に関する告示）、昭和四十五年四月一日青森県告示第二百一十一号（県道路線認定に関する告示）、昭和四十七年三月二十八日青森県告示第二百三十五号（県道路線認定に関する告示）、昭和四十七年七月十五日青森県告示第五百三十六号（県道路線認定に関する告示）、昭和四十七年九月五日青森県告示第六百五十七号（県道路線認定に関する告示）、昭和四十九年三月三十日青森県告示第二百九十九号（県道路線認定に関する告示）、昭和五十年二月十三日青森県告示第百六十六号（県道路線認定に関する告示）、昭和五十年三月二十七日青森県告示第百五十四号（県道路線認定に関する告示）、昭和五十六年七月二十五日青森県告示第六百二十四号（県道路線認定に関する告示）、昭和五十八年一月十一日青森県告示第十六号（県道路線認定に関する告示）、平成元年八月二日青森県告示第五百四十号（県道路線認定に関する告示）、平成四年七月十七日青森県告示第四百八十三号（県道路線認定に関する告示）、平成六年三月二十五日青森県告示第二百二十六号（県道路線認定に関する告示）、平成七年四月一日青森県告示第二百三十号（県道路線認定に関する告示）、平成九年三月三十一日青森県告示第二百二十八号（県道路線認定に関する告示）及び平成十三年一月十九日青森県告示第二百十二号（県道路線認定に関する告示）の一部を次のように改正する。

平成二十年三月三十一日

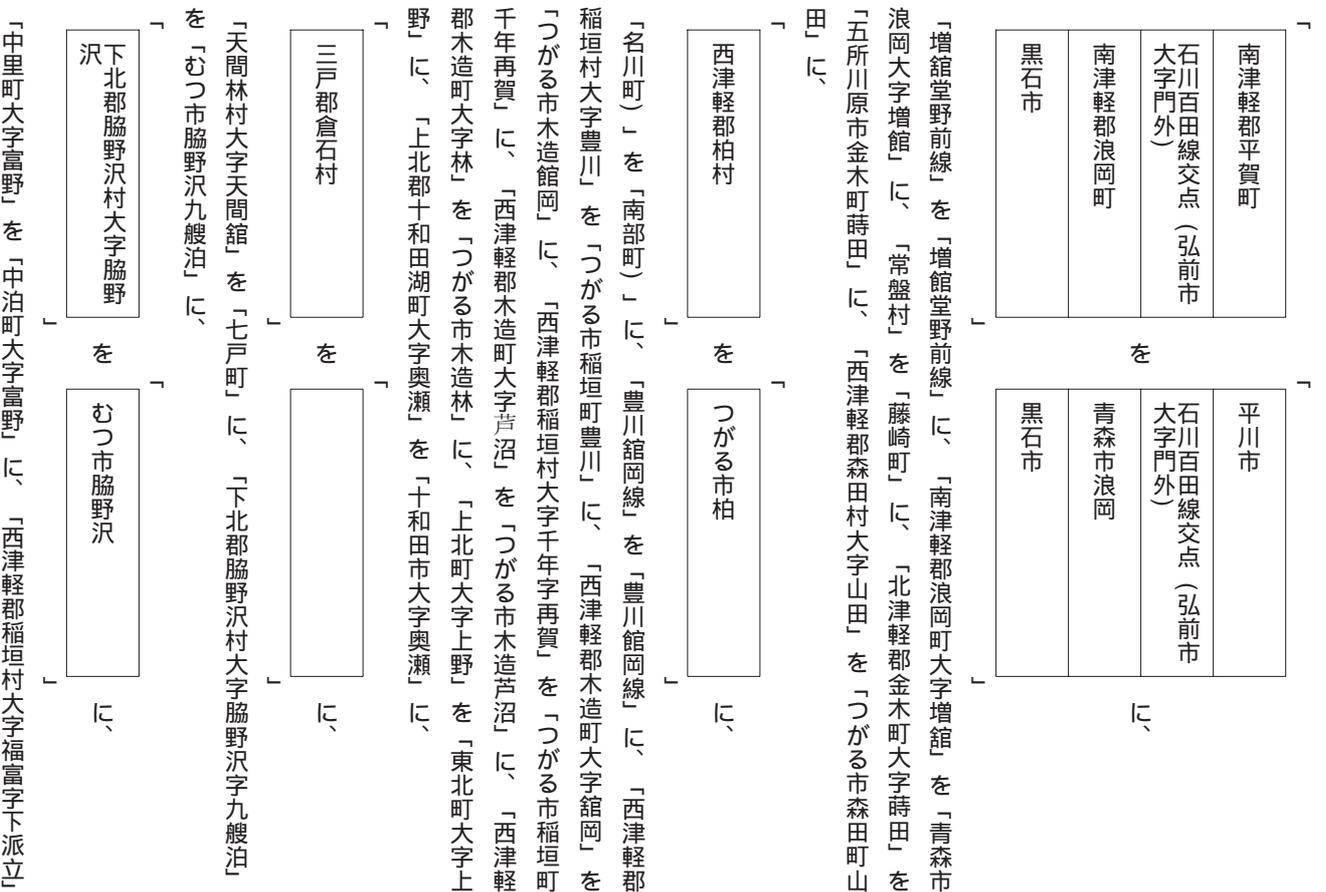
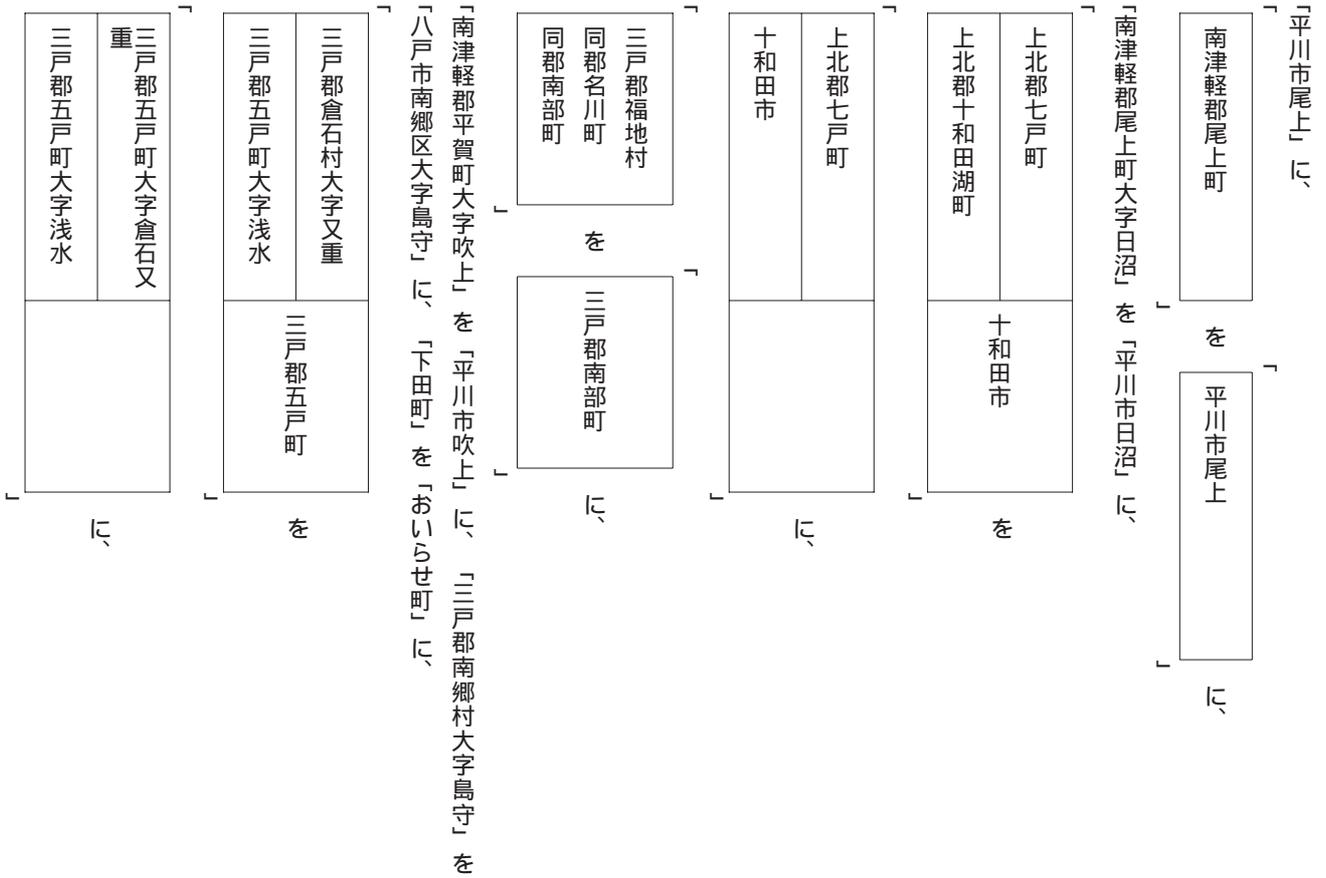
青森県知事 三 村 申 吾

一 昭和三十六年二月十日青森県告示第百十八号の一部を次のように改正する。  
表中「中津軽郡岩木町」を「岳」に、

西津軽郡鰺ヶ沢町	西津軽郡木造町
東津軽郡蟹田町	同郡車力村
南津軽郡大鰐町	北津軽郡市浦村
南津軽郡浪岡町	南津軽郡平賀町
	黒石市

を





を「つがる市稲垣町福富下派立」に、「西津軽郡稲垣村大字沼崎」を「つがる市稲垣町沼崎」に、「西津軽郡木造町大字出来島」を「つがる市木造出来島」に、「西津軽郡木造町大字丸山」を「つがる市木造丸山」に、「西津軽郡柏村大字桑野木田」を「つがる市柏桑野木田」に、「西津軽郡木造町大字南広森」を「つがる市木造吹原」に、「西津軽郡木造町大字越水」を「つがる市木造越水」に、

「西津軽郡木造町」を「つがる市木造」に、

「西津軽郡木造町大字福原」を「つがる市木造福原」に、「西津軽郡車力村大字富范」を「つがる市富范町」に、「中里町大字薄市」を「中泊町大字薄市」に、「岩崎村大字岩崎」を「深浦町大字岩崎」に、「岩崎村大字沢辺」を「深浦町大字沢辺」に、「北津軽郡金木町大字喜良市」を「五所川原市金木町喜良市」に、「北津軽郡金木町大字神原」を「五所川原市金木町神原」に、

「北津軽郡中里町」を「北津軽郡中泊町」に、

「南津軽郡碓ヶ関村」を「平川市碓ヶ関」に、

「南津軽郡浪岡町大字銀」を「青森市浪岡町大字銀」に、「南津軽郡平賀町大字町居」を「平川市町居」に、

「三戸郡福地村大字苦米地」を「三戸郡南部町大字苦米地」に、  
 「三戸郡五戸町字兔内」を「三戸郡五戸町字兔内」に、

「三戸郡福地村大字福田」を「三戸郡南部町大字福田」に、  
 「三戸郡福地村大字苦米地」を「三戸郡南部町大字苦米地」に、

「名川町大字高瀬」を「南部町大字高瀬」に、「三戸郡南郷村大字中野」を「八戸市南郷区大字中野」に、「西津軽郡車力村大字牛潟」を「つがる市牛潟町」に、「国道七号交点（南津軽郡浪岡町）」を「五所川原浪岡線交点（青森市浪岡）」に、「南津軽郡碓ヶ関村」を「平川市碓ヶ関」に、「西津軽郡木造町」を「つがる市木造」に、「岩崎村」を「深浦町」に、「下北郡大畑町」を「むつ市大畑町」に、「岩崎村」を「深浦町」に、「岩崎村大字松神」を「深浦町大字松神」に改める。

二 昭和四十四年四月一日青森県告示第二百五十号の一部を次のように改正する。  
 表中「三厩村」を「外ヶ浜町字三厩」に、「南津軽郡浪岡町」を「青森市浪岡」に、「下北郡大畑町」を「むつ市大畑町」に改める。

三 昭和四十三年二月二十九日青森県告示第百五十一号の一部を次のように改正する。  
 表中「百石町」を「おいらせ町」に改める。

四 昭和四十四年四月二十六日青森県告示第二百六十三号の一部を次のように改正する。  
 表中「蟹田町大字蟹田」を「外ヶ浜町字蟹田」に改める。

五 昭和四十五年四月一日青森県告示第二百一十一号の一部を次のように改正する。  
 表中「天間林村大字天間館」を「七戸町」に改める。

六 昭和四十七年三月二十八日青森県告示第二百三十五号の一部を次のように改正する。  
 表中「西津軽郡車力村大字牛潟」を「つがる市牛潟町」に、「北津軽郡金木町」を「五所川原市金木町」に改める。

七 昭和四十七年七月十五日青森県告示第五百三十六号の一部を次のように改正する。  
 表中「芦范」を「芦范町」に、「中津軽郡岩木町」を「弘前市」に、「西津軽郡柏村大字稲盛」を「つがる市柏稲盛」に、「西津軽郡森田村大字山田」を「つがる市森田町山田」に、「西津軽郡木造町字千代町」を「つがる市木造千代町」に改める。

八 昭和四十七年九月五日青森県告示第六百五十七号の一部を次のように改正する。  
 表中「名川町」を「南部町」に、「三戸郡南郷村」を「八戸市南郷区」に改める。

九 昭和四十九年三月三十日青森県告示第二百九号の一部を次のように改正する。  
 表中「中津軽郡相馬村」を「弘前市」に、「中津軽郡岩木町」を「弘前市」に改める。

十 昭和五十年二月十三日青森県告示第百十六号の一部を次のように改正する。

表中

天間館線	馬屋尻
------	-----

を

後平線	馬屋尻
-----	-----

に、

「天間林村大字天間館」を「七戸町字後平」に改める。

十一 昭和五十年三月二十七日青森県告示第二百五十四号の一部を次のように改正する。

表中「常盤村」を「藤崎町」に、「南津軽郡尾上町大字新山」を「平川市新山」に、「下北郡川内町大字川内」を「むつ市川内町川内」に、「上北郡十和田湖町」を「十和田市」に改める。

十二 昭和五十六年七月二十五日青森県告示第六百二十四号の一部を次のように改正する。

表中「岩崎村」を「深浦町」に、「深浦町」を「鯨ヶ沢町」に改め、「同郡鯨ヶ沢町」及び「同郡岩木町」を削る。

十三 昭和五十八年一月十一日青森県告示第十六号の一部を次のように改正する。

表中「南津軽郡浪岡町」を「青森市浪岡」に、

五所川原市	中津軽郡岩木町
-------	---------

を

五所川原市	弘前市
-------	-----

に、

「北津軽郡金木町」を「五所川原市金木町」に、「西津軽郡柏村」を「つがる市柏」に、

中津軽郡岩木町	南津軽郡田舎館村
弘前市大字石川	同郡尾上町
	同郡平賀町

を

に、

弘前市	南津軽郡田舎館村
弘前市大字石川	平川市

に、

「下北郡川内町」を「むつ市川内町」に、「中津軽郡相馬村」を「弘前市」に、「中津軽郡岩木町大字五代」を「弘前市大字五代」に改める。

十四 平成元年八月二日青森県告示第五百四十号の一部を次のように改正する。表中「西津軽郡柏村」を「つがる市柏」に改める。

十五 平成四年七月十七日青森県告示第四百八十三号の一部を次のように改正する。表中「西津軽郡森田村大字山田」を「つがる市森田山田」に改める。

十六 平成六年三月二十五日青森県告示第二百二十六号の一部を次のように改正する。表中「下北郡大畑町」を「むつ市大畑町」に改め、「同郡常盤村」を削り、「西津軽郡森田村」を「つがる市森田町」に改める。

十七 平成七年四月一日青森県告示第二百三十号の一部を次のように改正する。表中「名川町」を「南部町」に、「南津軽郡平賀町大字小国」を「平川市小国」に、「南津軽郡平賀町大字本町」を「平川市本町」に、「百石町字新田」を「おいらせ町新田」に、「下田町字獺野」を「おいらせ町獺野」に、「下北郡大畑町大字大畑」を「むつ市大畑町」に改める。

十八 平成九年三月三十一日青森県告示第二百二十八号の一部を次のように改正する。表中「南津軽郡浪岡町」を「青森市浪岡」に改め、「南津軽郡常盤村」を削る。

十九 平成十三年一月十九日青森県告示第二十二号の一部を次のように改正する。表中「三厩村」を「外ヶ浜町三厩」に、「小泊村」を「中泊町大字小泊」に改める。

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
号  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第一問屋町三丁目番七  
号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付十五円一銭